

『地方自治法と住民——判例と政策』第1刷（2020年5月20日発行）において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

## 正 誤 表

該当箇所	正	誤
25 頁の最後の行から 26 頁の上から 7 行目	これは改正前の地方自治法 16 条 2 項における「 <u>再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるとき</u> 」の具体的な場合が不明確であったことから生じた問題であるといえる。そこで、 <u>再議等の措置を講じないまま時間が経過することで条例の効力が生じない事態による行政サービスへの影響も懸念されることから、平成 24（2012）年の地方自治法改正において、原則、長が条例の送付を受けた日から 20 日以内にこれを公布しなければならないとし、ただし、「再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない」と改められた（自治 16 条 2 項）。</u>	これは改正前の地方自治法 16 条 2 項が、公布について 20 日の期限を設けつつ「 <u>ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りではない</u> 」としていたため、市長が違法かどうか判断するための時間を持ちたいのことも理由とするものであった。ただこのような理由が認められれば、公布期限を定めた法の趣旨は損なわれることになるので権限の濫用といえよう。この点を踏まえ、平成 24（2012）年の地方自治法改正において、再議その他の場合を除き、 <u>20 日以内に条令を公布しなければならない旨が定められた。（自治 16 条 2 項）。</u>